各務原市母乳育児相談費用の助成に関する要綱

（平成２６年３月３１日決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、産婦の健やかな子育てを支援するため、母乳育児相談を利用した産婦に対して保険適用外の費用の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「母乳育児相談」とは、医療機関又は助産所（以下「医療機関等」という。）で行う母乳に関する育児相談及び乳房マッサージをいう。

（対象者）

第３条　助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市長から母乳育児相談費用助成券（様式第１号。以下「助成券」という。）の交付を受けた市内に住所を有する産婦で、出産の日から５か月経過する日までの間に医療機関等において助成券を提示して母乳育児相談を利用したものとする。

（助成額等）

第４条　母乳育児相談に要する費用の助成額は、当該母乳育児相談に要した保険適用外の費用のうち２分の１の額とし、１回の母乳育児相談につき２，５００円を上限とする。

２　母乳育児相談に要する費用の助成は、当該産婦の１回の出産について３回を限度とする。

（助成申請）

第５条　助成を受けようとする者は、最初に母乳育児相談を利用した日から１年以内に、母乳育児相談費用助成申請書（様式第２号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）助成券

（２）助成に係る母乳育児相談の各回の領収書

（３）その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請をすることができる回数は、当該産婦の１回の出産について１回限りとする。

（助成金の支給の決定）

第６条　市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、

助成をすることが適当であると認めたときは、助成金を支給するものとする。

（秘密の保持）

第７条　医療機関等の医師及び助産師その他の関係者は、母乳育児相談の利用者の秘密保持に配慮するとともに、知り得た秘密を母乳育児相談の実施の目的以外には使用してはならない。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、母乳育児相談費用の助成について必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行し、平成２６年４月２日以後に出産した産婦に係る母乳育児相談から適用する。

附　則（平成２６年８月１日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（平成２７年３月３１日決裁）

１　この要綱は、平成２７年４月１日から施行し、同日以降に最初の母乳育児相談を利用した産婦から適用する。

２　この要綱の施行前に交付された改正前の様式第１号及び様式第２号は、改正後の様式第１号及び様式第２号とみなす。

附　則（令和３年３月３１日決裁）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附　則（令和４年４月１日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和７年３月３１日決裁）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に存する第１条の規定による改正前の各務原市妊婦健康診査費の助成に関する要綱様式第１号から様式第７号まで及び第２条の規定による改正前の各務原市母乳育児相談費用の助成に関する要綱様式第１号の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間、使用することができる。

附　則（令和８年３月３１日決裁）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に存する改正前の様式第１号及び様式第２号の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間、使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

母乳育児相談費用助成券

※利用者の方へ

下記の注意事項をよくお読みいただき、太枠内をご記入の上、医療機関又は助産院の窓口に提出し利用してください。

産婦氏名		産婦生年月日	年　月　日
児氏名		児生年月日	年　月　日
住　所	各務原市	電　話　番　号	

※医療機関及び助産院の方へ

下記の注意事項をお読みいただき、枠内をご記入ください。

利　用　日	1回目：　年　月　日（生後　か月　日）※生後5か月未満まで利用可
母乳育児相談に要した費用	**※保険適用外費用　金　円**
住　所 医療機関名（助産院名） 医師・助産師名	
利　用　日	2回目：　年　月　日（生後　か月　日）※生後5か月未満まで利用可
母乳育児相談に要した費用	**※保険適用外費用　金　円**
住　所 医療機関名（助産院名） 医師・助産師名	
利　用　日	3回目：　年　月　日（生後　か月　日）※生後5か月未満まで利用可
母乳育児相談に要した費用	**※保険適用外費用　金　円**
住　所 医療機関名（助産院名） 医師・助産師名	

母乳育児相談費用助成券　注意事項

利 用 者 の 方 へ

○この助成券は、産婦が母乳に関する育児相談及び乳房マッサージを利用した場合、その費用の一部を助成するものです。医療機関又は助産院の窓口に提出して使用してください。なお、助成の対象期間は、生後5か月未満までです。（例：出産日が5月1日の場合9月30日まで）

○費用は受診機関で全額お支払いいただき、
助成の申請をしてください。
申請受付後内容を審査の上、助成金を口座に振込みます。助成の対象となる費用は、保険適用外の費用のうち2分の1の額で、1回あたり2,500円を上限とし、3回まで助成します。

※申請は**お一人につき一度のみの受付**となります。追加申請は受付できかねますので利用分全てを一度にご申請ください。

※申請は、最初に利用した日より1年以内にお願いします（**1年を超えた場合は助成できません**）。

※申請時に必要なもの　記入済の助成券・利用日の領収書・診療明細書・振込先の口座が分かるもの。

○この助成券は、各務原市に住所を有する方しか使用できません。

医療機関及び助産院の方へ

○各務原市では、母乳育児相談の費用（保険適用外の費用のうち2分の1の額で、1回あたり2,500円を上限とし、産後5か月未満までの間に3回まで、事後の申請で本人に助成します。）の助成を行っています。
利用日、母乳育児相談に要した費用、医療機関名（助産院名）、医師名・助産師名を記入し、助成券を本人へお返しください。また、領収書の発行をお願いします。

【お問合せ】　　**TEL　－　－　（直通）**

様式第2号（第5条関係）

母乳育児相談費用助成申請書

年　　月　　日

（宛先）　各務原市長

申請者　　住所　　各務原市
（受診者）

氏名

電話番号

母乳育児相談を利用しましたので、各務原市母乳育児相談費用の助成に関する要綱第5条第1項の規定により、助成券その他必要な書類を添えて申請します。

【助成金の振込先】

金融機関名	店名	種目	口座番号	フリガナ	
銀行 金庫 農協	店	普通 当座		口座名義人	

【注意事項】

〇申請は、最初に利用した日から1年以内にお願いします（1年を超えた場合は助成できません。）。

〇申請時は、記入済の助成券、利用日の領収書及び診療明細書、振込先の口座が分かるものをご持参ください。

〇助成額は、保険適用外の費用のうち2分の1の額で、1回あたり2,500円を上限とし、3回まで助成します。

〇申請は**お一人につき一度のみの受付**となります。
追加申請は受付できかねますので利用分全てを一度にご申請ください。

以下、市記入欄

項目	母乳育児相談に要した費用	**助成額**
母乳育児相談　①	円	**円**
母乳育児相談　②	円	**円**
母乳育児相談　③	円	**円**
合計	円	**円**

受付者：